

風を連ねて・名を寄せる  
北の都まち

A green map outline of the merged area, with the text overlaid in the center.

平成18年3月の  
合併をめざして

住|民|説|明|会|資|料

合併協定項目の協議内容・新市建設計画(案)の概要

風連町・名寄市合併協議会

# 合併協議会で確認された内容

(平成16年11月9日現在)

## 1. 基本的なことがら

### ☆合併の方式 新しい市の名称 合併の期日

風連町と名寄市が互いに対等の立場で合併する「新設合併」です。  
新しい市の名称は「名寄市」です。合併の日は、平成18年3月の吉日の中で、コンピュータなどの統合状況を見ながら決めます。

### ☆町の名称や字名

風連町は、合併特例区が5年間置かれます。  
住所は「名寄市風連町」になり、合併特例区の期間終了後もそのまま使用します。  
また、今まで使っていた字の名称は変わりません。  
○名寄市字日進 → 変わりません  
○上川郡風連町字日進 → 名寄市風連町字日進 となります。

### ☆市役所の場所 組織・機構

法に定める事務所の位置は現在の名寄市役所とします。  
今の風連町役場を「風連庁舎」名寄市役所を「名寄庁舎」として「総務・市民福祉・建設・経済・教育」の5分野を、主に風連庁舎に2分野、名寄庁舎に3分野配置します。市民の皆さんと直接関わる窓口は両方の庁舎に置き、ご不便をかけないようにします。

### ☆財 産

風連町と名寄市が持っていた基金や地方債(貯金や借金)、また土地、建物、車両などはすべて新しい市に引き継ぎます。

### ☆地域自治組織

風連町区域に合併の日から5年間合併特例区を置き、区域内の自治組織活動の推進や施設の管理、地域振興などの事業を行います。また、合併特例区には区長である助役、市長に区域の振興に係わる意見を述べる合併特例区協議会が設置されます。なお、合併特例区の設置期間が終わった後は、名寄市と同様の地域自治区を置くこととなります。  
名寄市には区域を分けて地域自治区を置きます。内容は市民の皆さんや住民組織の方々と相談し、新しい市の条例で決めます。

### ☆議 会

合併後、新市の議会の上限定数は26人ですが、合併の日から約13カ月、地方統一選挙の日(名寄市議会の任期)に合わせ、合併特例法の「在任特例」を適用します。また、合併後1回目の選挙だけは風連区で8人、名寄区で18人に分けて行います。

現在の議員数	合併の日から平成19年4月30日	平成19年5月1日以降
風連町 16人	新市 38人	26人
名寄市 22人		

### ☆農業委員会

合併後、農業委員会は1つになります。ただし、選挙による委員は合併特例法の「在任特例」を適用し平成18年7月19日まで在任します。それからは選挙による委員数を20人とし、風連地区で11人、名寄地区で9人に分けて選挙を行います。

現在の委員総数	選挙による委員	農協・共済推薦	議会推薦
風連町 18人	14人	2人	2人
名寄市 21人	15人	3人	3人
合併の日から平成18年7月19日			
新市 36人	29人	3人	4人
平成18年7月20日以降			
27人	20人	3人	4人



# 合併協議会で確認された内容

☆一般の職員	合併特例法により、一般の職員はすべて新しい市の職員となります。ただし、新しい市で定員適正化計画を定め、行財政改革により適切な職員数を配置していくことになります。
☆一部事務組合など	現在、風連町、名寄市が加入している消防組合やごみ処理を行っている衛生組合は、合併の前日にいったん脱退し、合併の日に改めて入り直す手続きとなります。
☆特別職など	市長は名寄庁舎に、助役(副市長)は両庁舎に置きます。収入役は置きません。また、教育委員や監査委員などの行政委員、その他の審議会、協議会等は、法令や条例の定めにより設置します。
☆条例・規則	現在、風連町や名寄市が持つ条例や規則などは、合併で効力を失います。すべて新しく制定します。
☆慣行など	市・町章、市の木・花・鳥・技、憲章や各種宣言などは、新しい市で改めて決めます。また、国内外の姉妹都市、友好都市などとの交流事業、名誉市民、文化賞及び功労賞、成人式などの各種式典は新しい市でも続けていきます。
☆公共的団体など	<p>体育協会や商工会、商工会議所などの各種公共的団体については、新しい市の一体性を速やかに確立するため、統合できるように協力を求めています。</p> <p>社会福祉協議会やシルバー人材センターは、関係する法律で1つの自治体に1つと決められているため、合併にあわせて統合されます。</p> <p>しかし、統合に時間を要する団体については、団体の実情を尊重して将来の統合に向けて検討をすすめます。</p>
☆会社や 第三セクター	<p>風連町の「株ふうれん望湖台振興公社」と「株ふうれん」、名寄市の「株名寄振興公社」は、当面現行のとおりとします。</p> <p>「名寄市土地開発公社」は存続し、現在保有する土地を引き継ぎます。</p>

## 2. 税金や使用料・手数料など

### ☆税金

■納期が変わります。(それぞれの月の16日から月末まで)

- 軽自動車税→6月      ○個人市(町)道民税→6月、8月、10月、12月
- 固定資産税→5月、7月、9月、11月

■現在の名寄市→合併の翌年度から軽自動車税が変わります。

区 分		標準税率
二輪のもので総排気量 0.05L以下 又は定格出力0.6KW以下		1,000円
二輪のもので総排気量0.05L超又は0.09L以下 又は定格出力0.6KW超0.8KW以下		1,200円
二輪のもので総排気量0.09L超 又は定格出力0.8KW超		1,600円
三輪のもので総排気量 0.02L超 又は定格出力0.25KW以下		2,500円
二輪のもの(側車付のものを含む)		2,400円
三輪のもの		3,100円
四輪以上のもの	乗用のものの営業用	5,500円
	乗用のものの自家用	7,200円
	貨物用のものの営業用	3,000円
	貨物用のものの自家用	4,000円
専ら雪上を走行するもの		2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円
	その他のもの	4,700円
二輪の小型自動車		4,000円

# 合併協議会で確認された内容

## ☆税金

■現在の風連町→平成21年度から法人市民税均等割が変わります。

資本等の金額	従業員数	風連町	制限税率
1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円
	50人超	120,000円	144,000円
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	156,000円
	50人超	150,000円	180,000円
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	192,000円
	50人超	400,000円	480,000円
10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円	492,000円
	50人超	1,750,000円	2,100,000円
50億円超過	50人超	3,000,000円	3,600,000円

→今課税されていない「都市計画税」は、平成22年度までに取扱いを決めます。

## ☆国民健康保険 介護保険

平成19年度から新しい計画により統一した制度にします。それまではそれぞれの市・町が決める保険料(率)となります。

国民健康保険の葬祭費や各種検診補助、介護保険のサービス内容や個人負担などで差があるものは、合併して新しい制度になるまで、加入者負担の少ない方を適用します。

## ☆使用料・手数料

次のような基本的考え方で統一していきます。

○施設などの使用料は今までのとおりとしますが、似たようなものや同じ種類のものは統一していきます。

○各種証明書の手数料は統一します。

(個別に協議したものは、4ページから8ページに記載しています。)

## ☆負担金・補助金

事業の目的や効果などを総合的に勘案し、次のような基本的方針ですすめていきます。

### 1. 各種団体に対するもの

①2市町で同一あるいは同種の補助金は統一するため、関係団体の理解と協力を得て協議を行います。

②それぞれ独自の補助金、交付金などは、制度の経緯・従来の実績を考慮して、新しい市で決定します。

### 2. 各種事業に対するもの

①同一、同種の場合は、制度の統一化を図ります

②それぞれが独自に実施してきた負担金、補助金は、実績などを考慮して、新しい市での均衡が保たれるよう決定していきます。

## 3. 保健・医療

### ☆病院・診療所

風連町国保診療所と名寄市立総合病院などの医療体制や医療施設は、新しい市に引き継がれます。機能関係を強化し、信頼・安心される地域医療体制の充実を図ります。また、将来は国保診療所の市立総合病院分院化の検討を行います。

文書料は、次のように名寄市の例に統一されます。

区分	風連町	区分	名寄市
一般診断書	1,030円	一般診断書	1,575円
死亡診断書	1,030円	特殊診断書(簡単)	3,150円
特殊診断書	2,570円	特殊診断書(複雑)	5,250円

# 合併協議会で確認された内容（事務事業）

両市町が行っている事務事業については、全体で約1,200件あります。これらのうち、特に違いがあるものや調整が必要なものについて協議を行った結果です。

分野	協議した結果
1 総務関係のしごと	<p><b>【定住促進事業の取扱い】</b> 風連町が実施している定住環境促進事業及び定住促進家賃助成事業は、平成19年3月31日までの制度であるため合併特例区の事業とし、その後見直します。</p> <p><b>【行政バスの取扱い】</b> 両市町が運行しているバスについては、現行のとおり取扱いとしますが、新しい市において利用の範囲や負担について検討し、有効に使えるようにします。</p> <p><b>【固定資産税台帳等閲覧、税務証明の手数料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 閲覧手数料は1回200円とします。 (現在風連町300円、名寄市200円)</li><li>② 固定資産に関するコピー料については、1件200円とします。 (現在風連町1枚20円、名寄市1件200円)</li><li>③ 固定資産評価証明書及び営業証明手数料は1件300円とし、住宅家屋証明については1件1,300円とします。 (固定資産評価証明書及び営業証明:現在風連町700円、名寄市300円) (住宅家屋証明:現在風連町700円、名寄市1,300円)</li></ul>
2 消防関係のしごと	<p>予防消防の徹底、消防団のあり方の協議と出動計画の統一など、バランスのとれた消防体制の整備を図ります。</p>
3 住民生活関係のしごと	<p><b>【戸籍・住民票などの手数料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 住民票写しの手数料については1件200円とします。 (現在風連町3名まで200円、名寄市1件200円)</li><li>② 年金現況証明については、公的年金に関するものは無料とします。 (現在風連町無料、名寄市200円) 個人年金に係る証明については、1通200円とします。 (現在風連町無料、名寄市200円)</li><li>③ 登録原票記載事項証明については、1通200円とします。 (現在風連町300円、名寄市200円)</li></ul> <p><b>【行政区・町内会の取扱い】</b> 特例区設置期間の5年間は現行の制度を存続し、その間に将来の形態などについて充分協議を重ねていきます。</p> <p><b>【集会施設(地域会館含む)の管理など】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 行政が維持管理を行っている施設については、地域による自主管理を基本とします。風連町の施設については、地域組織と協議を進めながら協議が整った施設から地域組織へ維持管理を委託します。</li><li>② 地域会館等の新築・改築・補修等に関する補助金の基準は、合併時に新しい市の基準に統一します。</li></ul>

# 合併協議会で確認された内容（事務事業）

## 分野

## 協議した結果

### 3 住民生活関係のしごと

#### 【ごみ処理の取扱い】

- ① 「プラ容器ごみ」の回収は無料とします。  
現在名寄市では実施されていない「紙製容器」のリサイクルの本格実施に取り組めます。
- ② 両市町にある最終処分場を長期にわたって使用することを目指し、自分で搬入する場合は、風連地区処分場を「家庭用ごみ」、名寄地区処分場を「事業所用ごみ」の搬入場所と指定します。違いのある料金体系については家庭用・事業用の区分により新しい市で決定します。

#### 【交通安全指導員】

- ① 風連地区・名寄地区・智恵文地区の指導員代表者ととも合併までに組織の統合に向けて協議します。
- ② 指導員の待遇は合併時に統一します。

### 4 保健福祉関係のしごと

#### 【各種健診・精密健康診査等】

- ① 各種がん検診については、両市町に対象としている範囲や検査項目の一部、個人負担に違いがありますが、合併時に統一します。
- ② 高齢者のインフルエンザワクチン助成事業の助成額について、両市町に差がありますが、新しい市においては、1,000円の助成額とします。  
(現在 風連町 1,000円・名寄市 2,000円)

#### 【保育料等の取扱い】

- ① 風連町の保育料は平成18年度から、3年間は現行のとおりとし、その後7年間で新しい市において定める保育料に統一します。
- ② 風連町が行っている遠距離通所・通園助成事業、子育て奨励費・幼稚園就園奨励事業は、風連地区に居住する方が同区内の施設に通所・通園する場合に限り、現行のとおりとし、合併特例区が終了する際に改めて協議します。
- ③ 名寄市が行っている私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園振興費補助金は、名寄地区に居住する方が同区内の施設に通園する場合及び名寄地区内の施設に対し、現行のとおりとし、合併特例区が終了する際に改めて協議します。

#### 【生きがい活動通所支援事業】

両市町の利用料金について若干の差がありますが、介護保険の報酬額から算出された額を基本に新しい市において統一します。  
(現在、風連町1回1,000円、名寄市単独型施設1回930円・併設型施設1回870円)

#### 【外出支援サービス事業】

引き続き北海道の補助制度を利用しながら継続しますが、利用料金について両市町に差がありますので、新しい市において一部負担を原則に統一します。  
(現在 風連町 無料、名寄市 1回 200円)

#### 【高齢者交通費助成事業】

名寄市で行っている老人クラブ活動や通院などのために利用する交通機関がバス、JRに限られる70歳以上の方への回数乗車券の交付事業については、新しい市における交通状況を考慮しながら検討します。

# 合併協議会で確認された内容（事務事業）

## 分野

## 協議した結果

### 4 保健福祉関係のしごと

#### 【軽度生活援助事業（除雪サービス事業）】

名寄市は除雪業者による機械除雪、風連町では高齢者事業団による手作業での除雪と内容に差があるため、風連地区のみを対象とした手作業での玄関前等生活通路の除雪を加えた事業とします。料金体系については、新しい市において検討します。

（現在 風連町 無料）

（名寄市）

区 分	市 民 税		
	課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
①門口に堆積した雪の除雪	5,000円	3,000円	無料
②玄関前等生活通路の除雪	5,000円	3,000円	無料
③ ①及び②の除雪	10,000円	6,000円	無料

#### 【敬老事業】

風連町72歳以上1,000円、名寄市75歳以上2,000円と敬老事業への交付額・対象年齢に差があるため新しい市において統一します。

#### 【特別養護老人ホーム等の取扱い】

風連町のしらかばハイツ及び在宅介護支援センター並びにデイサービスセンターについては、合併した後、社会福祉事業団等の運営に移行し、経営の形態を統一します。

#### 【在宅介護支援センター】

介護、福祉の制度が平成17年度以降大きく変化する可能性があるため、合併準備期間中に新たな制度も視野に入れ、新しい市においては新制度として統一します。

#### 【介護保険、介護保険料の減免】

〔低所得者利用負担軽減対策補助〕

- ① 名寄市が実施している利用者負担軽減対策の社会福祉法人減免について、風連町にも拡大し同じ取扱いとします。
- ② 名寄市が実施している介護保険サービス利用者負担額助成措置事業は、風連町にも拡大し同じ取扱いとします。

〔低所得者減免制度〕

国の制度を見極めながら新しい市においてもその制度を新たに検討します。

### 5 産業経済関係のしごと

#### 【農業後継者奨学金貸付事業】

両市町では、農業経営者の子で卒業後、地元で就農しようとする方に対し奨学金の貸し付けを次のとおり行っていますが、合併後は名寄市の例を基本に制度内容を調整します。

（風連町） 高等学校在学者に	月額15,000円を限度に貸し付け
（名寄市） 高等学校在学者に	月額10,000円
高等専門学校在学者に	月額15,000円
専修学校在学者に	月額30,000円
大学及び大学院在学者に	月額40,000円
北海道立農業大学学校在学者に	月額15,000円を貸し付け

\* 卒業後、3年以内に市内で農業に従事したときは、補助金が交付されます。

#### 【新規就農者支援事業】

名寄市では、新規就農者に対し補助を行っており、新しい市でも補助をします。

この他の農業や商工業の振興施策や融資制度は、現在の名寄市の制度を基本に新しい市でも整備します。

# 合併協議会で確認された内容（事務事業）

分野	協議した結果
6 建設関係のしごと	<p>【水道料金の取扱い】 料金の急激な変化を緩和するため、3～5年かけて料金体系等を検討し、決定します。</p> <p>【下水道使用料の取扱い】 ①基本水量・料金は、合併後5年をめどに統合します。 ②手数料については、合併時に決定します。</p> <p>【下水道負担金・分担金】 合併後も変わりません。減免規定については合併時に決定します。</p> <p>【公共下水道排水設備改造資金利子補給事務】 新しい市において当分の間、現行のとおりとします。</p> <p>【個別排水処理（合併浄化槽）事務】 [個別排水処理の補助金等] 水洗トイレの改造工事などへの支援制度に違いがあるので、合併後に決定します。（風連町では補助金を交付、名寄市では無利子貸付） [個別排水処理の使用料] 使用料金に違いがあるので、住民生活に支障が生じないように調整し決定します。 [個別排水処理の分担金・負担金等] 負担規定に違いがあるため新しい市において調整し決定します。（風連町：浄化槽工事費の10%で自己資金で行ったものには放流施設費の50%を補助、名寄市：放流施設費も含め人槽別により定額）</p> <p>【街路灯設置及び電気料】 風連町には、街路灯管理組合があり費用の一部を住民が負担しています。名寄市では電気料や修繕料は市が負担しています。この違いは、合併後に調整します。</p> <p>【道路除排雪事業】 除排雪の補助内容に違いがありますので、合併特例区期間内（5年）に調整し決定します。</p>
7 教育関係のしごと	<p>【施設整備計画の策定】 両市町の小・中学校の改築は、新しい市の総合計画に組み入れ順次整備していきます。</p> <p>【学校給食の実施】 ① 老朽化の進んだ風連町学校給食センターは、合併後に名寄市学校給食センターに統合し効率的に運営します。 ② 運営組織・職員配置・配送方法・地場製品の活用などについては、今後決定します。</p> <p>【学校開故事業】について 両市町で差がある使用料は合併後も当面は現行のとおりとしますが、将来は統一します。 新しい市の市民は互いの施設を有効に利用できることにします。</p>

# 合併協議会で確認された内容（事務事業）

分野	協議した結果
7 教育関係のしごと	<b>【教育施設・スポーツの施設の使用料】</b> 設備や規模などにより使用料が決められていますので、各施設の使用料については、新しい市においても当面は現行のとおりとします。 （風連町B&G海洋センター、名寄市スポーツセンターなど）
	<b>【教育施設・スポーツ以外の施設の使用料】</b> 設備や規模などにより使用料が決められていますので、各施設の使用料については、新しい市においても当面は現行のとおりとします。 （風連町福祉センター、名寄市文化センターなど）
	<b>【図書館協議会（図書館の位置付け）】</b> について 合併時に風連町公民館図書室を図書館分館として位置付け、蔵書などの相互活用を図ります。

## 地域自治区と合併特例区の比較について



### 地域自治区 (名寄市)

### 合併特例区 (風連町)

地方自治法	法的根拠	合併特例法
小学校区単位に設置します	区 域	風連町区域に設置します
期間の制限はありません	存 続 期 間	5年以内に限られています
新しい市において条例で設置します	設 置 手 続	合併協議により設置します
地域コミュニティ活動の推進	所 管 事 務	自治組織の推進、区の広報、地域施設の管理、街路灯の管理、定住対策事業、都市交流事業、敬老事業、通学・通園支援事業、放課後対策事業など
名寄庁舎に設置します	事 務 所	風連庁舎に設置します
事務所長（事務吏員）	事 務 所 の 長	区長（新市の助役と兼務します）
予算作成権はありません	予 算	合併特例区予算を作成できます
地域協議会	協 議 機 関	合併特例区協議会
地域自治区の事務等について、新市長に意見を述べるすることができます	協 議 会 の 権 能	地域協議会と同様の権能のほか、合併特例区予算を定める場合は協議会の同意が必要となります
住居表示には区名をつけません	住 居 表 示	「風連町」と区名を付けます
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産を持つことができます</li> <li>・区長名義での契約が可能です</li> <li>・5年の期間終了後も自治区の区名をつけます</li> </ul>

# 新市建設計画の概要について

## 新市建設計画とは

新市建設計画は、現在の各市町の総合計画などを踏まえ、「新市の将来の姿」を描き、そこに至る具体的な方向を「新市の施策」として示し、合併後の新しいまちづくりの指針となるものです。

## 計画策定の方針

この計画は、風連町と名寄市の速やかな一体性を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るために策定するものです。なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市の総合計画の基本構想・基本計画などで示すこととします。

計画の期間は、将来を展望した長期的な視点に立ち、合併後のおよそ10年間について定めます。

### 新市のまちづくりの基本方向



#### 住民が主役の

『参画と協働でつくるまちづくり』

住民主権、地域主権の理念のもと、住民と行政が協働する地域自治組織を創設し、自立するまちを目指します。

#### やさしさと助け合いで

『幸せを実感できるまちづくり』

人と人との支え合い、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが生涯輝いていられるまちを目指します。

#### 美しい自然とともに

『環境にやさしいごちの良いまちづくり』

豊かな緑を大切にし、自然と調和した快適な生活環境を確保し、未来へとつなぐまちを目指します。

#### 魅力ある産業が展開し

『活気と豊かさがみなぎるまちづくり』

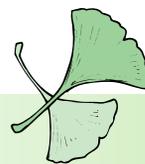
地域の特性を活かしながら産業間連携を進め、自立的に発展する活力あるまちを目指します。

#### 個性にあふれ

『学び合い地域文化が花開くまちづくり』

生涯学習活動や文化活動を充実させ、名寄大学（仮称）を活かした個性あふれるまちを目指します。

## 新市の将来像



自然の恵みが人と地域を育み  
市民みんなで作る 心豊かな北の都<sup>まち</sup>



風を連ねて 名を寄せる北の都<sup>まち</sup>

## 施策の体系(5つの柱)

### 住んでてよかったと思えるまち

－住民自治・地域自治組織の確立－

住民と行政が連携し、ともに創るまちを目指して、コミュニティ活動の推進、人権尊重、男女共同参画の推進に努め、各種計画立案などへの住民参画を拡大します。また、行政評価、行政組織の見直し、行政情報化などに取り組み、厳しい財政事情や地方分権に対応した効果的・効率的な行政運営を進めます。

特に、合併により地域の自治が失われたり、寂れたりしない仕組み・制度を取り入れ、双方の資源を有効に活用することを基本的な考え方とした2市町間の確認事項を踏まえ、法改正により、設置が可能となった地域自治組織（特別区・自治区）を導入し、新しい自治の姿を追求していきます。

『自治基本条例（仮称）』については、合併後早期に制定します。

### 未来！子ども！笑顔のまち

－保健・医療・福祉の充実－

住民の健康づくりを促進するとともに、どこにいても適切な医療を受けられるように、地域医療の充実を図ります。また、子どもがのびのびと育ち、女性が仕事を続けながら安心して子どもを産み育てられるよう、保育サービスの充実やひとり親家庭への支援、遊び場の確保など、子育て環境の整備を図ります。さらに、住民が互いに助け合う地域福祉社会づくりや、福祉・介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

### 北緯44度のくらしのまち

－環境・生活基盤の整備－

多彩な自然環境の保全を図るとともに、景観の整備や若者の定住を促進する住宅の整備、ごみの排出抑制・再利用や処理体制の整備など生活環境の整備を進めます。また、消防・救急、防災対策など、生活安全対策の強化に努めます。

さらに、市街地の計画的整備や道路・交通ネットワークの整備、情報ネットワークの整備に努めます。

### 活気に満ちたまち

－産業の振興－

収益性の高い農業生産や農産物の加工・ブランド化などを推進します。また、林業の育成や森林の活用に努めます。

さらに、農林業と商工業とが融合した産業の振興を図り、自然体験型観光、農業体験等メニューの充実、地場産業の支援と振興、雇用の安定などに努めます。

### 心豊かなまち

－生涯学習・文化・交流の推進－

子どもたちの学ぶ意欲を育み、将来を担う人材の育成を図るとともに、名寄大学（仮称）を中心として生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができる生涯学習環境の整備に努めます。

また、年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進、地域文化の継承と創造、世界や全国の地域との交流などを積極的に進めます。

# 新市の施策

## 住んでよかったと思えるまち ー住民自治・地域自治組織の確立ー

### 主要な施策

### 『自治基本条例（仮称）』の制定

施策の項目	自立する住民自治・地域自治組織の確立	主な事業	○行財政改革実施計画の策定 ○行政評価制度の導入 ○自主財源の確保 ○職員の適正配置と計画的な定員管理 ○職員の能力向上
	コミュニティ活動の推進		○コミュニティ組織の確立 ○コミュニティプラザの整備 ○コミュニティ施設の整備
	人権尊重・男女共同参画社会の形成		○人権教育・啓発活動の推進 ○男女共同参画計画の策定（ドメスティックバイオレンス被害者のサポートシステム確立等）
	住民と行政の連携強化		○市民によるサポートシステム確立 ○情報公開の推進 ○個人情報保護 ○広報広聴事業 ○電算システムの統合・整備 ○情報化計画の策定

## 未来！子ども！笑顔のまち ー保健・医療・福祉の充実ー

施策の項目	保健・医療サービスの推進	主な事業	○地域保健センター整備 ○健康増進事業の充実 ○母子保健事業 ○基本健康診査事業 ○がん検診事業 ○機能回復訓練事業 ○市立総合病院施設・機器整備 ○名寄東病院及び風連診療所施設整備 ○保健・医療のネットワーク確立
	子育て支援の推進		○子育て支援センター整備 ○子育て支援施策の拡充 ○保育所の整備 ○保育内容の充実 ○学童保育所の整備 ○児童館の整備 ○児童健全育成事業 ○幼保一元化の検討 ○次世代育成支援地域行動計画の策定
	地域福祉の推進		○地域福祉計画の策定 ○NPO・ボランティア組織の育成 ○ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
	高齢者福祉の充実		○高齢者介護サービス事業 ○ケアハウスの整備 ○高齢者自立促進事業 ○老人保健事業
	障害者福祉の充実		○身体障害者福祉事業 ○知的障害者福祉事業 ○精神保健福祉事業

## 北緯44度のくらしのまち ー環境・生活基盤の整備ー

施策の項目	環境との共生	主な事業	○花いっぱい運動の推進 ○地域環境総合計画の策定 ○総合的環境整備の推進
	環境衛生の推進		○墓地の造成事業計画の推進 ○霊園施設整備
	ごみの資源化・減量化の推進		○総合的廃棄物処理対策（再資源化、減量化及び施設整備） ○リサイクルストックヤードの確保 ○塵芥収集車両等整備
	住宅の整備		○公営住宅の建て替え・整備
	消防・救急・防災対策の充実		○地域防災計画の策定 ○消防無線のデジタル化 ○防災情報システムの整備 ○消防施設・設備整備 ○救急業務高度化整備

# 新市の施策

施策の項目	主な事業
市街地の整備	○都市計画マスタープランの策定
公園・緑地の整備	○緑の基本計画策定 ○公園の整備 ○市民農園の整備
上・下水道の整備	○上水道整備事業 ○水源開発事業 ○下水道の整備促進
道路・交通ネットワークの整備	○国道の改良・整備 ○道道の改良・整備 ○地域交通網の整備 ○市道の改良・整備○橋梁の整備 ○道路整備機械等の導入 ○バス路線の維持 ○連絡バスの運行 ○交通安全施設整備事業 ○交通安全対策事業
情報ネットワークの整備	○地域情報網の整備 ○公共施設間ネットワーク整備 ○市議会中継機器等整備 ○戸籍電算化機器等整備 ○図書館電算化機器等整備
総合的な雪対策の推進	○除排雪事業の推進 ○除排雪支援サービス事業の推進 ○除雪ボランティアの育成 ○暮らしやすい冬の創造 ○雪エネルギー（資源）の研究と活用

## 活力に満ちたまち ー産業の振興ー

施策の項目	主な事業
農林業の振興	○農業振興地域整備計画策定 ○農業生産基盤の整備 ○農業経営の安定化推進 ○生産振興総合対策事業 ○担い手の育成 ○農業担い手支援センター整備 ○農業振興センターの充実 ○試験・研究・研修の体制整備 ○クリーン農業の推進 ○安全な農畜産物の提供 ○特産物（もち米、アスパラ・カボチャなど）のブランド化推進 ○グリーンツーリズムなど農業体験の場の確保 ○農業団体育成強化推進事業 ○農業経営多角化促進事業 ○農道整備事業 ○酪農ヘルパー事業 ○公営牧場整備 ○家畜排泄物処理施設整備促進事業 ○と畜場改修事業 ○森林整備計画策定 ○林道・作業道総合整備事業 ○民有林造林・保育事業（市有林含む） ○治山事業 ○林野火災予防事業 ○森林整備地域活動支援事業
商業・サービス業の振興	○商店街複合交流施設整備事業 ○中心市街地活性化事業
工業・地場産業の振興	○既存企業の育成強化 ○起業化の促進（農畜産物の加工等） ○産業集積の促進 ○企業立地の推進
観光・レクリエーションの振興	○観光振興事業 ○道の駅の整備 ○観光・交流施設整備事業 ○観光ルートの整備 ○四季を通じた地域特性イベントの実施 ○スキー等を中心とした合宿の里（拠点）づくりの推進
雇用の確保と安定	○就労支援の拡充 ○産業教育の推進

## 心豊かなまち ー生涯学習・文化・交流の推進ー

施策の項目	主な事業
学校教育の充実	○小中学校の整備（風連中、名寄中、豊西小、南小、東小屋体など） ○給食センター整備 ○スクールバス更新
大学教育の充実	○校舎整備 ○大学を活かしたまちづくりの推進 ○大学との連携
生涯学習社会の形成	○生涯学習推進総合計画の策定 ○文化活動拠点施設整備 ○生涯学習プログラムの整備 ○天体観測を活かしたまちづくり事業（市立天文台の整備）
生涯スポーツの振興	○スポーツ施設の整備 ○スポーツ振興事業
青少年の健全育成	○青少年健全育成事業
地域文化の継承と創造	○文化ホールの整備 ○芸術文化振興事業
交流活動の推進	○姉妹都市・友好都市交流事業 ○国際交流事業 ○地域連携事業

# 新市の財政計画

財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第4号の規定に基づき、10か年度（平成18年度～平成27年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う歳出の削減効果、建設計画に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政支援措置を勘案しています。

さらに、新市では、行財政改革を推進するなど、財源確保や効率的な財政運用を図ります。

## 歳入

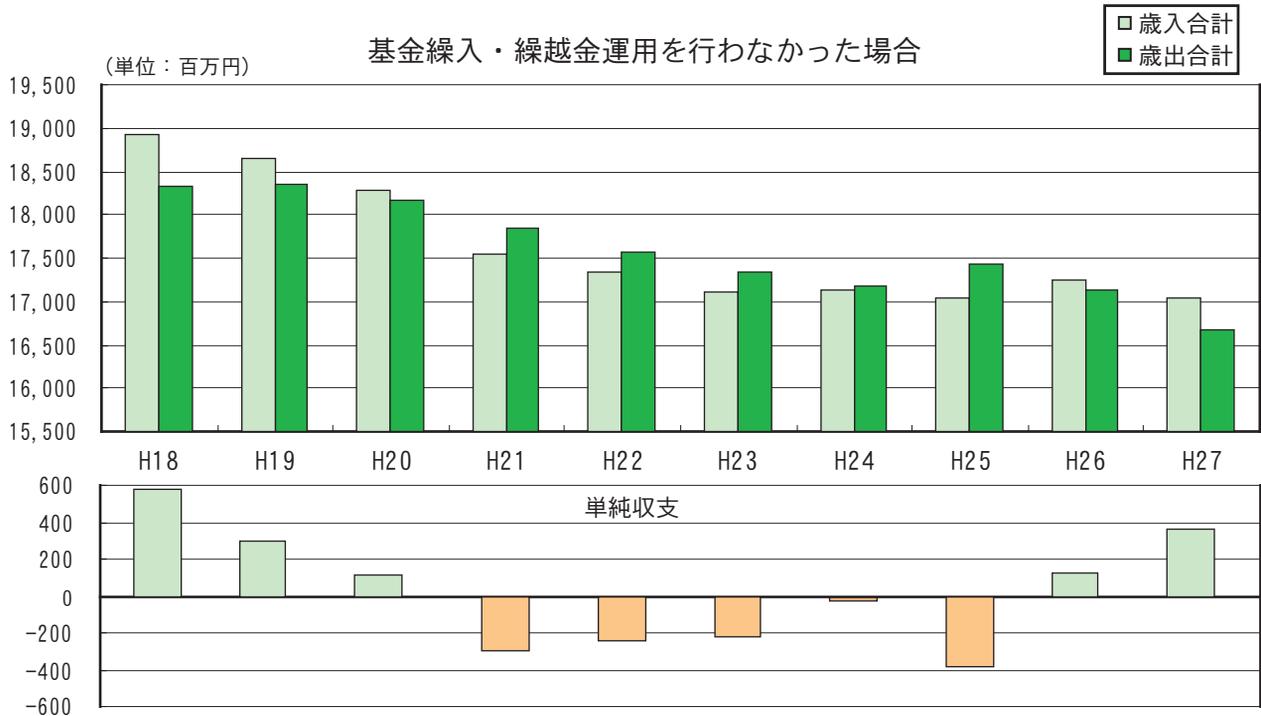
	(単位:百万円)									
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	3,160	3,131	3,102	3,074	3,047	3,006	2,972	2,938	2,904	2,870
地方譲与税	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405
各種交付金	670	665	660	655	649	642	635	629	623	616
地方交付税	7,702	7,472	7,285	7,041	6,881	6,722	7,100	7,123	7,126	7,035
分担金・負担金	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
使用料・手数料	706	706	706	706	706	706	706	706	706	706
国庫支出金	1,229	1,221	1,090	1,079	1,067	1,057	1,047	1,027	1,060	1,039
道支出金	879	879	863	822	811	803	795	776	815	799
財産収入	69	69	69	69	69	69	69	68	68	68
繰入金・繰越金	0	194	295	300	240	219	27	385	0	123
諸収入・寄附金	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301
地方債	2,708	2,708	2,708	2,318	2,318	2,318	2,027	1,985	2,152	2,110
歳入合計	18,914	18,836	18,569	17,855	17,579	17,333	17,169	17,428	17,245	17,157

## 歳出

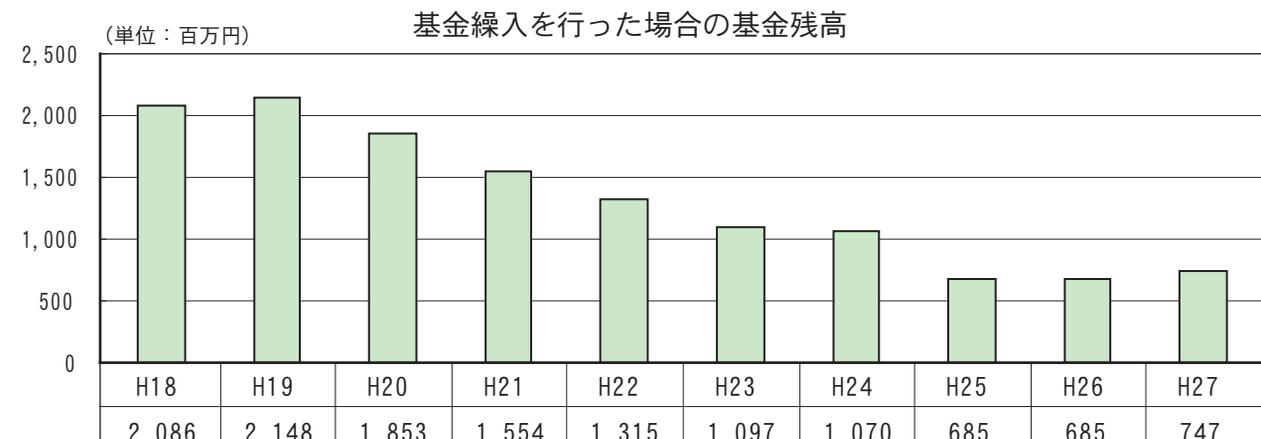
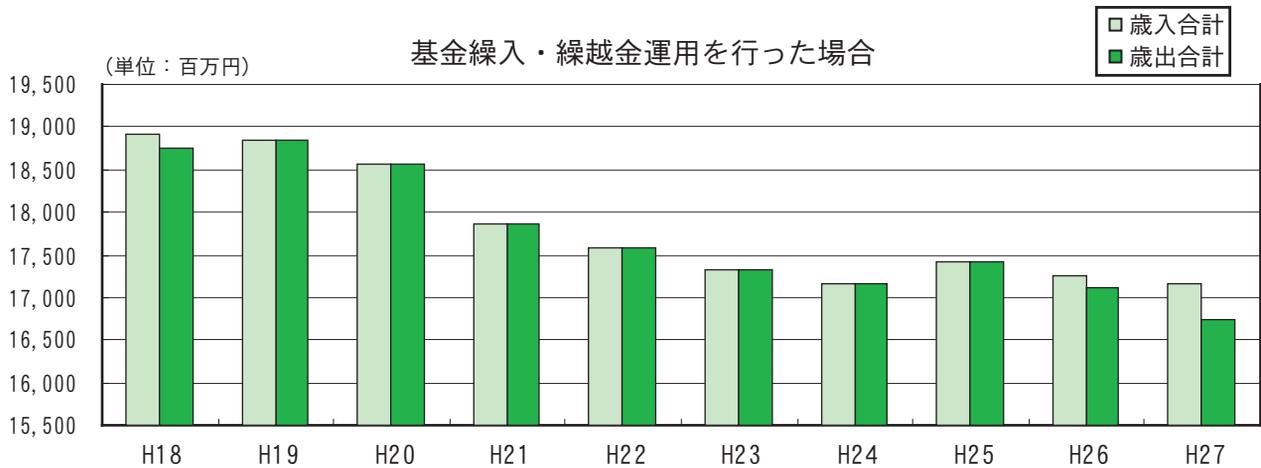
	(単位:百万円)									
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	4,036	4,030	3,954	3,826	3,714	3,632	3,561	3,541	3,407	3,323
物件費	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944
維持補修費	534	534	534	534	534	534	534	534	534	534
扶助費	1,490	1,477	1,464	1,451	1,438	1,423	1,407	1,391	1,376	1,360
補助費等	2,326	2,254	2,184	2,117	2,052	1,988	1,927	1,867	1,809	1,753
公債費	2,501	2,602	2,652	2,600	2,600	2,515	2,499	2,954	2,455	2,264
繰出金	2,129	2,127	2,054	2,011	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925
投資・出資金・貸付金	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
積立金	411	496	411	0	0	0	0	0	0	62
普通建設事業費	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204	2,104	2,504	2,404
歳出合計	18,743	18,836	18,569	17,855	17,579	17,333	17,169	17,428	17,122	16,737

# 新市の財政計画（グラフ）

① 基金からの繰入等を考慮しない場合は平成21年度からは赤字基調で推移します。

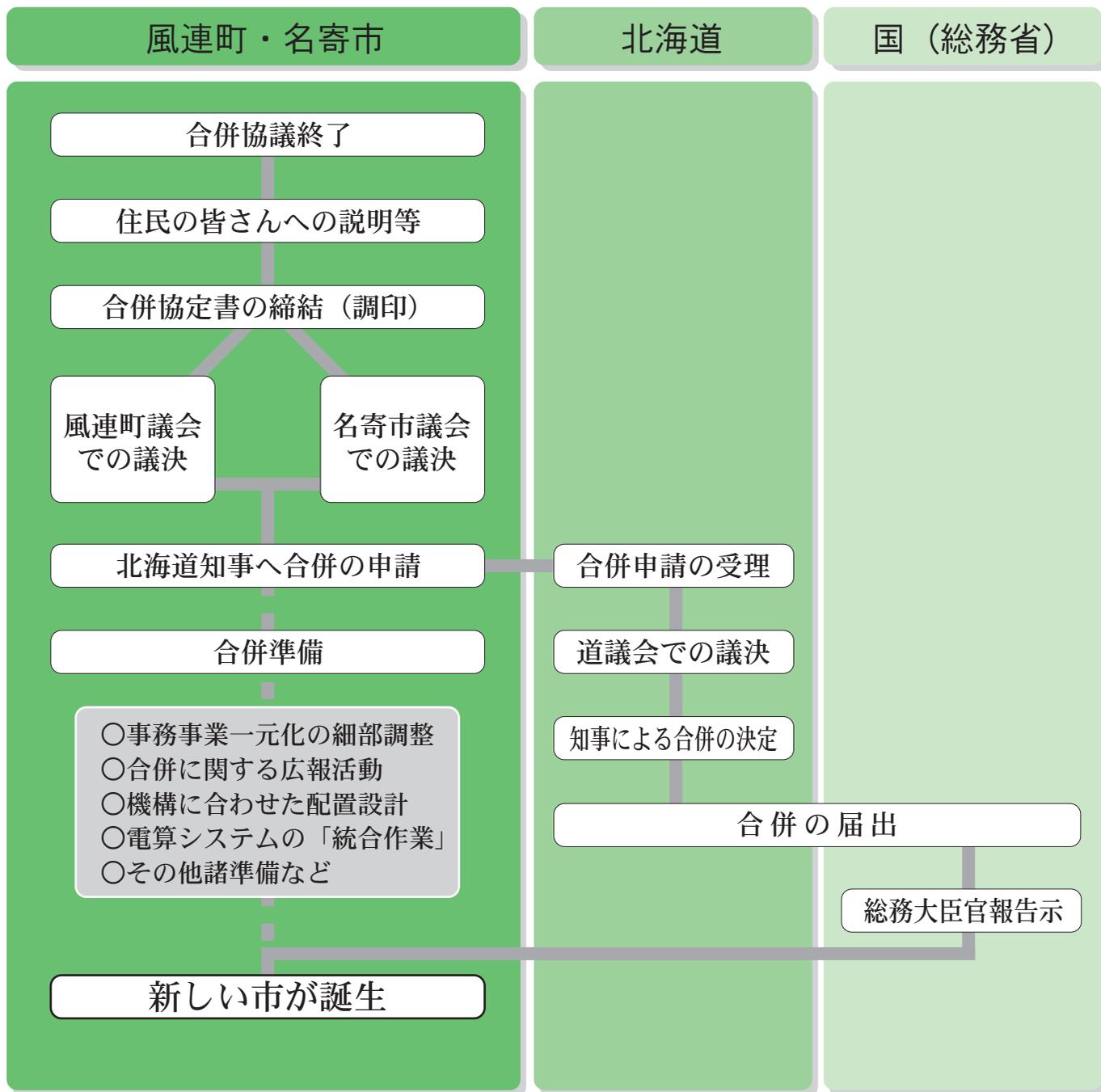


② 黒字の年は翌年度へ繰越し、不足の年は基金からの繰入で賄った場合の収支表です。この時の基金の残高状況は下のグラフになります。



# 合併の手続き

合併の手続きは、地方自治法第7条に基づいて、次のように進められます。



## お問い合わせ

- ◆ 風連町・名寄市合併協議会事務局  
〒096-0023 名寄市西13条南4丁目 名寄市民文化センター内  
TEL 01654-9-4660 FAX 01654-9-4665  
ホームページ <http://fuuren-nayoro.jp>  
E-mail [ny-gappei@city.nayoro.lg.jp](mailto:ny-gappei@city.nayoro.lg.jp)
- ◆ 風連町役場総務課 TEL 01655-3-2511
- ◆ 名寄市役所総務部合併担当 TEL 01654-3-2111 (内) 2346

## 風連町・名寄市 —合併協議住民説明会資料—

■ 編集・発行 ■  
風連町・名寄市合併協議会事務局

■ 発行日 ■  
平成16年11月22日